

山形市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時： 令和6年8月5日（月） 午前10時45分～午前11時20分

場 所： 山形市役所 10階 委員会開催室

出席者： 委員 5名 石垣委員、粕谷委員、今野委員、坂本委員、笛原委員

事務局 4名 山崎市民生活部長、佐々木市民相談課長、山蔭市民相談係長、有路主任

傍聴者： なし

1 開会（佐々木課長）

2 委員自己紹介

3 議題

（1）会長の選出及び会長職務代理者の指名

事務局 審査会規則第2条第1項の規定に基づき、委員の皆様の互選により、会長職の選出をお願いします。

委員 粕谷委員にお願いしてはいかがでしょうか。

事務局 それでは、粕谷委員を会長に選任してよろしいでしょうか。

委員 異議なしで了承

※ 会長あいさつ

事務局 続きまして、審査会規則第2条第3項の規定により、会長の職務を代理する委員を粕谷会長よりご指名お願いします。

会長 石垣委員にお願いしたいと思います。

※ 会長職務代理者あいさつ

審査会規則第3条第1項により、ここからは会長が議長となる。

（2）令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）

【内容報告】

事務局から資料に基づき報告

【質疑応答】

委員 資料5ページにおいて、非公開の文書が15件で理由としてはその他で不存在ということだが、4ページを見るとその多くは健康医療部に対する請求のようだが、どういった請求なのか。

事務局 診療所等の新規に開設した施設の一覧について期間を指定しての請求があり、期間によ

っては新規に開設した診療所等がない場合もあるため、不存在ということで非公開の決定をして通知しているためである。

委 員 請求者は事業者なのか。

事 務 局 事業者である。

委 員 開示が認められるときの方法で、スマートフォンでの撮影等は認めているのか。その場合の開示の方法は、どのように集計しているのか。

事 務 局 写真の撮影については、請求者からの申し出があれば認めており、閲覧として集計する。

委 員 これだけの件数の公開請求があり、多くの方が資料を役立てていることを改めて知った。

委 員 出資法人及び指定管理者の運用状況において、山形市都市振興公社に対し1件の公開申請があったようだが、どのような請求か。

事 務 局 指定管理施設の一つである野草園の入場者数について、公開請求があったと聞いている。

委 員 非公開とした部分に法人等の代表者の印影があるが、どういった理由なのか。

事 務 局 法人の内部管理情報として、非公開としている。

委 員 51番の公開請求において、非公開事由の「その他」とはどういった理由なのか。

事 務 局 請求のあった文書のうち、条例については、市ホームページに掲載している文書であった。公開している文書については、行政文書公開請求の対象とはならないため、その他の理由で非公開とした。

委 員 21番の公開請求において、非公開とした部分に「言動」とあるが、どういったものを指すのか。

事 務 局 個人の発言内容や行動である。

委 員 まちづくり推進部への請求が多くあり、市民の関心がうかがえる。文書のほとんどを公開している中、非公開の文書が1件あるがどういった文書なのか。

事 務 局 147番の市内公園におけるポケストップジム※の削除に関連する文書の請求で、こういった事例がなく文書がなかったため、非公開とした。

※ ポケストップジム

アプリゲーム「ポケモンGO」において、アイテムがもらえたリバトルをしたりする場所

4 閉会（佐々木課長）